

03 日知理第 122 号
2004 年 3 月 31 日

内閣官房 知的財産推進事務局
事務局長 荒井 寿光 殿

日本知的財産協会
理事長 作田 康夫

知的財産推進計画」の見直しについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当協会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、現在見直しを行われております首題知的財産計画につきまして、当協会の希望を下記のとおり提出させていただきますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

< 第 1 章 創造分野 >

1. 職務発明制度

- ・法改正の趣旨について、逐条解説および事例集に盛り込むこと。また、条文で不明瞭な事項についても、これらにより明確にすること。
- ・上記のような対応によっても争いが継続するならば、職務発明の本質論について議論すること。

2. 産学連携

- ・各大学における知的財産本部と技術移転機構 (TLO) の役割分担の明確化とそれぞれの機能強化。
- ・上記機関の評価システムの構築 (経済学的な視点を含む)
- ・企業と大学等の間の協議結果を踏まえた共同委 (受託研究契約が締結できるよう契約締結についての柔軟性を確保すること - 特に、国立大学への委託研究による発明の大学帰属、発明者への実施料還元ルール、不実施補償が問題。

(詳細は別紙ご参照)

< 第 2 章 保護分野 >

3. 国際的な制度調和の実現

- ・世界特許システムの構築に向けた取組みの更なる強化 (One Application、One Search、One Examination、One Patent を目指し、サーチ結果の相互利用の促進、

更には審査の相互承認 - 前提として審査レベルの調整が不可欠)

4. 水際措置

- ・ チュープロセスを配慮した機関により、当事者の主張をもとに侵害/非侵害を迅速に判断。

5. 模倣品 海賊版対策

- ・ 日本企業の海外での対策活動に対する政府 (特に現地で) の支援強化、及び侵害発生国 流通国に対する具体的な制度改善や実効ある取締りの要請。
- ・ 模倣品 海賊版を世界の通商問題と位置づけ、FTA 等二国間枠組みの活用、及び多国間での取組み (特に、欧米との連携) 強化。
- ・ 上記対策に当たっての関係省庁の連携強化。

6. 知的財産を核とした企業戦略のための指針*の弾力的運用

- ・ 経営戦略に関わる部分については、企業による自由度を確保。

* : 営業秘密管理、技術流出防止

< 第 3 章 活用分野 >

7. 信託制度

- ・ 信託業法改正に加え、特に企業グループ内知財権の集中管理 活用を効果的に推進するための関連法整備 (詳細は別紙ご参照)

< 第 4 章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大 >

デジタルコンテンツとデジタル情報技術の融合に向けてのインフラ 環境整備と具体的施策の立案

- ・ コンテンツ制作者、流通事業者、送 配信事業者、権利管理事業者、機器メーカー、法務関係者など、コンテンツビジネスにかかわる者は多岐にわたっており、これらの関係者の連携を一層図るとともに、関係者が一体となって、コンテンツビジネスにかかる今後の産業政策に関して 研究や提言、具体的施策の立案を行う

< 第 5 章 人材の育成と国民意識の向上 >

8. 知財専門人材の育成

- ・ 働く社会人が学べる夜間の法科大学院等の増設と環境整備。併せて、理工系出身者がチャレンジし易い入試制度、司法試験制度への改革。

以上

(添付資料)

企業グループ内知的財産集中管理のための信託制度整備に関する要望事項

日本知的財産協会/信託プロジェクト

今国会に上程される予定の信託業法改正(案)が成立の暁には、企業グループ内において、知的財産を戦略的・効率的に活用するための集中管理が可能となるが、これをより効果的に推進するため、知的財産信託制度の整備に関し、以下の諸点について、関係当局によるご検討ならびに必要な政策の立案をお願いしたい。

1. 企業グループの範囲について

信託業法改正(案)においては、同一の会社の集団(委託者・受託者・受益者)として、親会社・子会社の範囲を想定しているといわれているが、連結経営が定着している現下の経済実態に照らし、近い将来これを連結ベースにまで拡大する。

2. 行為規制等について

企業グループ内における信託は、経営上密接な関係にある者同士の信託であることから、行為規制は柔軟に適用する。

上記と同様の趣旨から、商号規制・他業禁止・供託・利害関係人の書類閲覧等の規制も緩和する。

3. 知的財産信託実行管理上の手当てについて

(1) 信託財産に係る事項

a 出願前の特許を受ける権利 b 実施権・著作権・債権 c 外国で取得した権利・外国法人の権利等も、信託財産の対象とする。

上記に関連し、公示方法を整える。

(2) 受託者に係る事項

受託者が原告の立場にたつて侵害訴訟を提起した場合、受託者は、通常、発明を実施していないことから、特許法上102条1項の逸失利益、同上2項の侵害利益推定額による損害賠償を請求できないとされている。他方、委託者は、権利者でないことから、専用実施権・独占的通常実施権を有していない限り損害賠償請求が出来ない。企業グループの知財活動をより効果的にするためこれらを救済する方策を講じる

事業を行っている親会社が受託者である場合は、忠実義務の関係で、親会社が実施権を取得できないという問題があるので、この問題を解決するため、信託法の改正等の方策を講じる。

(3) 委託者に係る事項

委託者は、信託した特許等を使用するのが通常であり、受託者から委託者への無償の通常実施権や専用実施権の設定を認める。

委託者は、第三者から権利行使されても自社の権利を信託しているため対抗できない。これに対し受託者・委託者連携の下で可能な方策を講じる。

(4) 費用・事務手続に係る事項

現状の信託登録手数料(特許庁)は、1件につき3,000円となっており、コストが大きいことから、これを減免する。

登録手続等に関し、一括登録・電子処理等を可能にする等事務手続の簡素化を図る。

4. 弁護士法、弁理士法の見直し

企業グループ内の知的財産権集中管理・活用を効果あらしめるため、弁護士法第72条および弁理士法における専権事項の見直しを行う。

以上

産学連携に対する要望事項

日本知的財産協会/産学連携プロジェクト

1. 知的財産の創造基盤を整備する
(2) 魅力ある大学を作り、研究人材を重質させる
研究者を研究に専念させる (総合科学技術会議、文部科学省) に関連して、
大学には公費が投入されて研究体制が維持されていることに鑑み、大学における研究者の職務と、その範囲を明確にして、研究成果の社会還元について国民の理解を得るべきである。
2. 大学等における知的財産の創造を推進する
(3) 研究者に多様なインセンティブを付与する
研究者個人への実施料を還元するルールを明確化する。(総合科学技術庁、文部科学省、経済産業省) に関連して
大学には多額の公費が投入され、研究体制においても優遇されている点を考慮し、研究室に対してではなく研究者個人へ実施料を還元する場合のルールは、研究開発が成功した場合のみを想定したルールではなく、研究開発には不成功に終わるリスクもあることも考慮したルールに変更すべきであり、この不成功に終わるリスクがある点を明確にした上で、研究成果の社会還元にも配慮して税金を負担する国民の理解を得ることが必要である。
2. 大学等における知的財産の創造を推進する
(5) 大学知的財産本部や技術移転機関(TLO)といった、知的財産に関する総合的な体制を整備する
連携・ネットワーク化を推進する(総合科学技術庁、文部科学省、経済産業省) に関連して
研究者と企業との出会いのチャンスをより増すために、研究者の発表論文、研究内容、研究者個人のHPを全大学をまたがってデータベース化し、かつ日々メンテナンスすることにより、企業が自らのニーズに適した研究者を自由に検索できるシステムを使い易く整備するべきである。
2. 大学等における知的財産の創造を推進する
(5) 大学知的財産本部や技術移転機関(TLO)といった、知的財産に関する総合的な体制を整備する
大学の知的財産活動への学生の参加を奨励する。(総合科学技術庁、文部科学省、経済産業省) に関連して
大学の知的財産に関する学生参加には、大学が学生に対して負っている教育という使命と矛盾しないように配慮する必要がある。
また、学生に課す秘密保持義務は、授業料を支払っている学生と、教育義務を負う大学との間で衡平の観点から矛盾を生じないように調整すべきである。

2. 大学等における知的財産の創造を推進する
(6) 知的財産に関するルールを明確化する
産学官連携に関するルールの整備を支援し、契約締結の柔軟性を確保する に関連して
(A) 発明等の知的財産は、製品に使用されるなど、これが実施されてこそ価値がある。また、民間は、知的財産を使用した製品が最終消費者に受け入れられない場合のリスクを負担しつつ開発を行っている。 従って、産学連携による研究開発に民間の参加を促すに当たっては、開発成果の配分に関して、製品化に成功した場合のみでなく、失敗したときに民間が負う可能性のある負担をも考慮して、これを適正化し、研究開発に参加することに対する民間の懸念に配慮すべきである。
(B) 企業の営業秘密を大学において保護する体制およびその監査体制の整備が必要である。
(C) 知的財産の中には、企業が実施する意味を認めないものが存在することを認識し、全ての知的財産権を企業に実施させることを前提とした契約を企業に強いることがないように大学を指導すべきである。
(D) 共有特許に関して、「大学が自由に第三者に実施許諾する」ことを企業が認める場合は、共有者である企業が研究成果を独占できない状態になり、大学には第三者からの実施料収入を得る道が開かれたことに鑑み、これに重ねて共有者である企業から不実施補償を要求することがないように大学を指導すべきである。

- ・ 国立大学への委託研究により生まれた発明の取扱いの柔軟性の徹底化（現状は大学へ帰属されているが、ケースバイケースでの対応が可能にようにする）。